

幹事会資料

平成 30 年 3 月 31 日(土)15:00

◎=資料有

- 議題:
1. 平成 29 年度事業報告 ◎
 2. 次期会長候補者の選出 ◎
 3. 平成 30 年度事業計画案 ◎
 4. 平成 30 年度収支予算案 ◎
 5. 常任幹事の承認 ◎
 6. 副会長の承認 (当日配布)
 7. 会則の改定 ◎
 8. その他
- 報告事項:
1. 細則の改定 ◎
 2. 各委員長・部会長・委員について (当日配布)
 3. 維持会費について (")
 4. 新システム(都市大校友オンライン)について (")
 5. 平成 30 年度定期総会実施概要 ◎
 6. 次期幹事について ◎
 7. その他

平成29年度事業報告(案)

東京都市大学 校友会

A. 組織運営

① 総会・幹事会・常任幹事会・各委員会・付置部会・「ワーキング検討会」の実施

総会を6月18日(土)、幹事会を3月24日(土)に開催し、常任幹事会10回、各委員会・部会・ワーキングを65回実施した。(2月15日現在)

② 「校友会のあり方検討会」を会長諮問機関として継続実施

12月9日(土)に幹事、学科同窓会役員を対象に31名により検討会を実施し、校友会運営に対する討論を行った。

③ 「年間実施スケジュール」の提示・情報共有・実施

校友会行事・各会議、各支部総会日程、各学科同窓会総会等の日程を一覧にして、校友会HPIに掲載した。

④ 「寄付金募集」の運用開始

平成29年4月より維持会費(1口2千円)の名称で募金を開始した。 2月14日現在 5,575,000円(1,218名)

B. 広報活動

① ICTによるコミュニケーション基盤の導入と活用

大学の費用負担によりシステムを構築し、2月にID・パスワードを住所登録者全員に通知した。

② 「校友会ホームページ」の活用・普及推進

前年度に地方支部・学科同窓会のホームページを整備し、活動促進に向けて活用されつつある。

③ 校友会報「都市」第5号の発行

平成30年3月19日に第5号を発行する。(新卒業生へ学位授与式当日、在学生はオリエンテーション時に配布。正会員への発送は4月上旬)

C. 会員交流

1. 校友会イベント

① 講演会・懇親会・賀詞交歓会等の開催

総会(6月18日)での講演会(講師:早坂信哉教授)及び懇親会を実施。賀詞交歓会を1月25日(木)に実施した。

② 親睦行事・相互交流会・セミナー等の企画・開催

- ・「ビール工場と南極観測船見学会」11月26日(土)、「親睦ゴルフ大会」11月6日(月)にそれぞれ実施した。
- ・大学との共催講演会「軍艦島をはかる」第2回・9月30日(土)に実施、第3回を3月24日(土)に予定。
- ・第3回夢キャンパスセミナー「南極に建てた風車」(講師:中村英明氏)を10月14日(土)に実施した。

2. 母校行事への参画と連携

① 世田谷・横浜・等々力各キャンパス「ホームカミングデー」の共催

平成29年度も大学と共催により各キャンパスにおいてホームカミングデーを行った。

<6月10日(土)>横浜キャンパス 92名 出席

<11月5日(日)>世田谷キャンパス 276名、等々力キャンパス 100名 出席

② 世田谷・横浜・等々力各キャンパス「学園祭」参加支援

ホームカミングデーとともに参加を支援した。

③ 学位授与式「校友会賞」の授与、ガーデンパーティの共催

<校友会賞授与> 学業優秀で、将来社会での活躍が期待される者を対象に各学科又は専攻毎に各1名計18名に対して校友会賞を授与する。

<学位記ホルダー贈呈> 平成29年度卒業生全員に学位記ホルダーを贈呈する。

<ガーデンパーティ実施> 新規卒業生歓迎行事として大学と共催で学位授与式後にガーデンパーティを行なう。

3. 「東京都市大学校友会館・自由が丘クラブ」の運営参画

① 校友会館との協業による事業運営の実施

会館名称の改訂・耐震工事施工・利用規約見直し・会館利用無料化などを実施した。

② 利便性向上「利用予約システム」の有効活用

ネットワークの再構築を行うと共に「利用予約システム」を構築し、10月より運用を開始した。

③ 取締役及び監査役担当業務の遂行

校友会常任幹事・幹事が新たに取締役5名と監査役1名が役員会に参画。第52期定時株主総会決議

D. 同窓会活動支援

1. 地方支部活動の支援

① 地方支部への活動助成金の給付

地方支部へ以下の費用を助成した。

(1)支部総会助成 (総会実施支部) → 41支部

(2)親睦行事助成 → 各種親睦行事開催支部 → 30支部

(3)支部発足準備支援 → 3支部(福井支部、香川支部、高知支部)

(4)役員会開催助成(一律支援) → 43支部(休眠支部は除く)

② 就職活動支援、受験生への母校紹介支援活動強化

- ・現役学生の就職活動支援、母校受験生への大学紹介について支部総会出席の際、本部から卒業生へ依頼を行った。
- ・全国支部長会議開催時に、大学入試制度、入試概況、および就職活動支援、海外インターンシップ支援の周知を行った。

③ 「大学と保護者との連絡会」への参加支援

大学と後援会主催の「大学と保護者との連絡会」(地方開催)へ各地方支部に出席を依頼し、Uターン就職等の助言、支部現況等を紹介した。(支部からの出席:12会場、22名)

④ 大学と連携した地域の高校、企業、保護者との関係強化

支部総会時に、一般(地域市民、高校生など)参加型の講演会(本学教授)を大学との協力で開催した。
1支部(静岡支部)

⑤ 地方支部のネットワーク強化(旧武蔵工業会～旧美砂会の統合推進の継続)

・旧武蔵工業会・旧美砂会の統合推進⇒地方支部総会の円滑な運営に向け統合推進継続中・・・35支部統合
・支部総会(懇親会)への他支部からの参加交流推奨・・・実績16支部相互交流

2. 職場支部活動の支援

① 職場支部との連携強化

・各支部総会懇親会に積極的に参加(会長、副会長、部会長等)し、職場支部とのコミュニケーションを図った。
・職場支部を通して校友会進路相談会の参加を依頼した。・・・9支部参加

② 職場支部発足支援

・第1回「職場支部長会」を開催(6月17日)、支部活性化のための意見交換、発足施策を取り決めた。

③ 在学生のインターンシップ企業受入れ支援

・職場支部長会、総会などを通じて、支援依頼などの説明を実施した。

3. 学科同窓会の活動支援

① 学科同窓会活動支援

学科同窓会へ以下の費用を助成した。

- (1)一律支援 → (9学科) 各150,000円 (5学科)各100,000円
- (2)会報発行支援 → 4学科
- (3)大学の名を高める事業支援 → 1学科
- (4)特別支援 → 新美砂会(旧武蔵工業会と旧美砂会の地方支部統合推進及び強化費用)
- (5)学科研究会との連携事業支援 → 4学科
- (6)就職活動支援事業 → 4学科

4. 体育会系、文化系クラブ同窓会の活動支援

クラブ同窓会がOB.OG団体会を行う場合の案内状宛名ラベルの作成支援を行っている。

E. 在学生・母校支援活動

1. 在学生の支援活動

① 就職支援:「企業研究会」・「進路相談会」の実施

進路相談会を12月6日(水)及び同20日(水)に世田谷キャンパスで実施した。参加企業69社(前年度35社)、参加学生235名(前年度113名)。

② インターンシップ派遣先企業の紹介・提示

海外インターンシップ実施企業への派遣に際して協力を行った。卒業生からの紹介による派遣⇒7社、15名(全体で15社、40名中) また、海外インターンシップの受け入れにあたっても協力した。

③ 「学科研究会」及び「学生団体連合会」との連携・支援

・学科同窓会が学科研究会との連携事業を行う場合の費用を助成した。
・学科研究会及び学生団体連合会の代表者へ総会懇親会及び賀詞交歓会への招待を行った。

2. 校友会が給付支援する事業

① 「夢に翼を授けよう」(海外インターンシップ)基金への給付

② 「語学力向上教育」への給付支援(継続)

③ 「100円朝食」給付支援(継続)

④ 「海外研修支援会」への貸与支援(継続)

・大学が企画し、行っている事業①～③に対して費用を助成した。
・海外で研修する学生に対して費用を貸与している東京都市大学海外研修支援会(④)へ助成した。(平成27年度から4年間各150万円)

⑤ 「緊急奨学金」の貸与(継続)

今年度申請者なし

平成30年1月11日

東京都市大学 校友会
会長 吉田 勝 殿

平成29年度
次期会長候補推薦委員会
委員長 矢崎 克実



答 申 書

次期会長候補者を推薦するにあたり、「東京都市大学校友会細則」第3章第4条に基づき各学科同窓会及び常任幹事会より推薦された11名の委員により、平成29年度次期会長候補者推薦委員会が設置され、4回にわたり審議を実施した。

審議の結果、下記の結論に達しましたので答申いたします。

記

次期会長候補者として、原口兼正氏（昭和49年電子通信工学科卒業、67歳）を推薦いたします。

なお、本委員会で定めた推薦基準は、以下のとおりです。

- 1、 母校の卒業生であること。
- 2、 校友会と母校の発展に努力を惜しまない人。
- 3、 リーダーシップに優れ人格円満な人。
- 4、 会長の職務を全う出来る体力と気力のある人。

当該候補者は、上記の条件を満たすと判断いたしました。

以上

A. 組織運営

- ① 総会・幹事会・常任幹事会・各委員会・付置部会の実施(継続)
- ② 「若手中心のあり方検討会」を会長諮問機関として実施
- ③ 「年間実施スケジュール」の提示・情報共有(継続)
- ④ 「維持会費募集」(継続)

B. 広報活動

- ① 「都市大校友オンライン」の活用
- ② 「講演会・セミナー・親睦行事等」の広報活動の推進
- ③ 「校友会ホームページ」の活用・普及促進
- ④ 校友会会報「都市」第6号の発行、会報Web版化の試行及びアーカイブの充実

C. 在学生・母校への支援

1. 大学との連携事業

- ① 定例連絡・協議会の開催
- ② 連携事業の検討・立案・実施

2. 在学生への支援活動

- ① 就職支援:「進路相談会」の実施
- ② インターンシップ派遣先企業の紹介/提示
- ③ 「学科研究会」及び「学生団体連合会」との連携・支援

3. 大学事業等への支援

- ① 「海外インターンシップ」への支援
- ② 「語学力向上教育」への支援(継続)
- ③ 「100円朝食」支援(継続)
- ④ 「海外研修支援会」への支援(継続)
- ⑤ 「緊急奨学金」の貸与(継続)

D. 学科同窓会及び支部活動支援・連携

1. 学科同窓会の活動支援

2. 体育会系、文化系クラブOB/OG会との連携

3. 地方支部活動の支援・連携

- ① 地方支部への活動助成金の給付
- ② 就職活動支援依頼、受験生への母校紹介支援強化依頼
- ③ 大学と連携した地元企業及び保護者との関係強化
- ④ 地方支部とのネットワーク強化

4. 職場支部活動の支援・連携

- ① 職場支部との連携促進
- ② 職場支部発足支援
- ③ インターンシップ派遣先企業の紹介/提示

E. 会員交流

1. 校友会イベント

- ① 講演会・懇親会・賀詞交歓会等の開催
- ② 親睦行事・相互交流会・セミナー等の企画・開催
- ③ 「校友会功労者表彰」の継続実施

2. 母校行事への参画と連携

- ① 世田谷・横浜・等々力キャンパス「ホームカミングデー」の共催
- ② 世田谷・横浜・等々力キャンパス開催「学園祭」参加支援
- ③ 学位授与式:「校友会賞」の授与、ガーデンパーティの共催

3. 「東京都市大学校友会館・自由が丘クラブ」の運営参画

- ① 「自由が丘クラブ」との協業による事業運営の実施
- ② 「利用予約システム」の有効活用による利便性向上
- ③ 取締役及び監査役担当業務の遂行

東京都市大学 校友会

平成30年度 収支予算書(案)
(平成30年4月1日～平成31年3月31日)

(単位:円)

科 目	平成30年度予算(A)	平成29年度予算(B)	平成29年見込概算	増減(A-B)
【事業活動収入】				
会費収入	77,697,000	84,559,000	76,512,000	-6,862,000
・終身会費収入	69,900,000	71,865,000	69,960,000	-1,965,000
・定例会費収入	797,000	694,000	552,000	103,000
定期総会懇親会会費収入	500,000	500,000	297,000	0
賀詞交歓会会費収入	150,000	150,000	108,000	0
その他収入	147,000	44,000	147,000	103,000
・維持会費	7,000,000	12,000,000	6,000,000	-5,000,000
その他収入	1,865,000	1,800,000	1,757,697	65,000
・祝金	165,000	100,000	165,000	65,000
・配送費立替他	1,700,000	1,700,000	1,592,697	0
前期末未収入金収入	0	0	22,945,000	0
期末未収入金(-)	0	0	-20,600,000	0
預り金収入	200,000	200,000	1,511,959	0
貸付金返済収入	904,000	806,000	564,000	98,000
事業活動収入計	80,666,000	87,365,000	82,690,656	-6,699,000
【事業活動支出】				
事業費支出	49,370,000	48,170,000	47,938,026	1,200,000
・正会員向事業支出	31,500,000	30,900,000	30,835,711	600,000
総会懇親会費支出	1,000,000	1,700,000	945,480	-700,000
会報関連支出	5,700,000	6,200,000	6,459,860	-500,000
学科同窓会・支部支援費支出	19,300,000	17,300,000	18,186,373	2,000,000
キャンパス支援費支出	2,000,000	2,000,000	2,000,000	0
賀詞交歓会費支出	600,000	600,000	578,200	0
親睦行事費支出	400,000	600,000	165,798	-200,000
会館使用料	2,500,000	2,500,000	2,500,000	0
・学生支援事業費支出	14,570,000	13,970,000	13,744,140	600,000
在学生支援費支出	12,300,000	11,500,000	11,498,344	800,000
卒業支援費支出	2,270,000	2,470,000	2,245,796	-200,000
・大学事業支援事業費支出	3,300,000	3,300,000	3,358,175	0
ホームカミングデー費支出	3,300,000	3,300,000	3,358,175	0
管理費支出	24,110,000	27,630,000	27,590,113	-3,520,000
人件費支出	11,510,000	11,430,000	11,504,071	80,000
事務関連費支出	3,400,000	3,000,000	3,256,399	400,000
会議費	3,000,000	3,000,000	2,935,022	0
ICTコミュニケーション運営費支出	700,000	4,700,000	7,121,852	-4,000,000
雑費	2,500,000	2,500,000	2,772,769	0
予備費	3,000,000	3,000,000	0	0
預り金支出	200,000	200,000	1,334,683	0
周年積立金支出	5,000,000	5,000,000	5,000,000	0
事業活動支出計	78,680,000	81,000,000	81,862,822	-2,320,000
当期収支差額	1,986,000	6,365,000	827,834	-4,379,000

次期常任幹事候補者

敬称略

(任期:平成30年4月1日より3年間)

選出母体	氏名	卒業年 卒業学科
機親会	松村 慶一	S49 機械
電友会	中澤 眞	S47 電気
緑土会	松浦 弦三郎	S51 土木
如学会	鈴木 浩	H16 建築
通友会	原口 兼正	S49 通信
経友会	金子 正樹	S55 経営
楷の木会	吉村 正伸	H13 環境情報
	上林 眞也	H19 情報メディア
新美砂会	川辺 加代子	S50 国文
	宇野 美智子	S54 英文
	衣斐 喜美子	S55 家政
大学教職員	大上 浩	S56 機械
	鳥羽 幸太郎	——
地方支部	金子 和裕	S53 経営

改 正 案	現 行
<p style="text-align: center;">東京都市大学校友会 会則</p> <p style="text-align: center;">〔平成25年3月13日 制定〕</p> <p>改正 平成26年6月21日 改正 平成28年6月18日 改正 平成29年6月17日 改正 平成 年 月 日</p> <p>第1章 総 則</p> <p>(名称) 第1条 本会は、東京都市大学校友会と称する。</p> <p>(所在) 第2条 本会の事務所は、東京都市大学（以下、大学という）との協議に基づき、大学の所在地（東京都世田谷区玉堤1-28-1）内に置く。</p> <p>(目的) 第3条 本会は、会員相互の親睦を厚くし、組織の充実を図り、大学と連携して、母校の発展に寄与することを目的とする。</p> <p>(事業) 第4条 本会は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事業を行う。 (1) 会員情報の管理運営 (2) ホームページの管理運営及び会報の発行 (3) 会員の福利厚生に関する事業 (4) 地方及び職場における支部活動 (5) 学生に対する支援事業 (6) 大学との共同事業 (7) 学術の振興等に関する事業 (8) 会員の顕彰 (9) その他本会の目的達成に必要なと認められる事業</p>	<p style="text-align: center;">東京都市大学校友会 会則</p> <p style="text-align: center;">〔平成25年3月13日 制定〕</p> <p>改正 平成26年6月21日 改正 平成28年6月18日 改正 平成29年6月17日 改正 平成29年6月17日</p> <p>第1章 総 則</p> <p>(名称) 第1条 本会は、東京都市大学校友会と称する。</p> <p>(所在) 第2条 本会は、東京都市大学（東京都世田谷区玉堤1-28-1）内に置く。</p> <p>(目的) 第3条 本会は、会員の連絡統一を図り会員相互の親睦を厚くし、東京都市大学の発展に寄与することを目的とする。</p> <p>(事業) 第4条 本会は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事業を行う。 (1) 会報の発行 (2) 会員情報の管理運営 (3) 会員の福利厚生に関する事業 (4) 学術の振興等に関する事業 (5) 大学との共同事業 (6) 会員の顕彰 (7) 本会支部活動への援助 (8) 学生に対する支援 (9) その他本会の目的達成に必要なと認められる事業</p>
<p>第2章 会 員</p> <p>(会員の種類) 第5条 本会の会員は、次の資格を有する者とする。 (1) 正会員 ア 東京都市大学、その前身校である武蔵工業大学、武蔵高等工科大学、武蔵工業専門学校 門学校及び東横学園女子短期大学（以下「母校」という）を卒業又は修了等した者 査 イ 母校に在学し退学した者で、本人が入会を希望し、常任幹事会の承認を経た上、所定 所定の手続を完了した者 (2) 準会員 東京都市大学の学生</p>	<p>第2章 会 員 と 組 織</p> <p>(会員の種類) 第5条 本会は、次の会員をもって組織する。 (1) 正会員 ア 東京都市大学、その前身校である武蔵工業大学、武蔵高等工科大学、武蔵工業専門学校 及び東横学園女子短期大学（以下「母校」という）を卒業又は修了した者 イ 母校に在学し退学した者で、本人が入会を希望し、常任幹事会の承認を経たうえ、所定 の手続を完了した者 (2) 準会員 東京都市大学の学生</p>

改 正 案	現 行
<p>(3) 特別会員 東京都立大学の教職員</p> <p>(4) 賛助会員 本会の趣旨に賛同し、支援する者で常任幹事会の承認を経た者</p> <p>(5) 名誉会員 本会又は母校に功労があった者で常任幹事会の承認を経た者</p> <p>(資格喪失) 会員は、次によりその資格を失う。 第6条 (1) 会員が死亡した場合、又は失踪宣告された場合。 (2) 退会届を提出した場合。 (3) 本会の目的に反する行為があった場合。</p> <p>第3章 組織 (組織構成) 第7条 本会は、本部、地方支部（海外支部を含む）、職場支部、学内支部により組織し、学科同窓会との連携のもとで構成する。</p> <p>第4章 役員 (役員) 第8条 本会は、次の役員を置く。 (1) 顧問 1名 (2) 会長 1名 (3) 副会長 若干名 (4) 常任幹事 17名以内 (5) 幹事 70名以内 (6) 監査役 2名</p> <p>(顧問) 第9条 顧問は、<u>東京都立大学学長とし、会長の諮問に助言を与える。</u></p> <p>(会長) 第10条 会長は、幹事会において正会員でかつ幹事のうちから選出し、総会の承認を得るものとする。 2 会長は、<u>校友会活動</u>を総括し、本会を代表する。 3 <u>会長の選出方法は、本会細則に定める。</u></p> <p>(副会長) 第11条 副会長は、幹事のうちから会長が推薦し、幹事会の承認を得るものとする。 2 副会長は、会長を補佐し、会長事故あるときはその職務を代行する。</p> <p>(常任幹事) 第12条 常任幹事は、幹事会において幹事のうちから、次の区分により選任する。 (1) 世田谷キャンパスの学科同窓会より8名 (2) 横浜キャンパスの学科同窓会より2名 (3) 等々力キャンパスの学科同窓会より3名 (4) 大学教職員より2名</p>	<p>(3) 特別会員 東京都立大学の教職員</p> <p>(4) 賛助会員 本会の趣旨に賛同し、支援する者で常任幹事会の承認を経た者</p> <p>(5) 名誉会員 母校又は本会に功労があった者で常任幹事会の承認を経た者</p> <p>2 本会の運営組織は、別途、<u>東京都立大学校友会運営組織図</u>に示す。 (資格喪失) 第6条 会員は、次によりその資格を失う。 (1) 会員が死亡した場合、又は失踪宣告した場合。 (2) 退会届を提出した場合。 (3) 本会の目的に反する行為があった場合。</p> <p>第3章 役員 (役員) 第7条 本会に、次の役員を置く。 (1) 顧問 1名 (2) 会長 1名 (3) 副会長 若干名 (4) 常任幹事 17名以内 (5) 幹事 70名以内 (6) 監査役 2名</p> <p>(顧問) 第8条 顧問は、東京都立大学学長とし、<u>会務について会長の諮問に助言を与える。</u></p> <p>(会長) 第9条 会長は、幹事会において正会員且つ幹事のうちから選出し、総会の承認を得るものとする。 2 会長は、<u>会務を総括し、本会を代表する。</u></p> <p>(副会長) 第10条 副会長は、幹事のうちから会長が推薦し、幹事会の承認を得るものとする。 2 副会長は、会長を補佐し、会長事故あるときはその職務を代行する。</p> <p>(常任幹事) 第11条 常任幹事は、幹事会において幹事のうちから、次の区分により選任する。 (1) 世田谷キャンパスの学科同窓会より8名 (2) 横浜キャンパスの学科同窓会より2名 (3) 等々力キャンパスの学科同窓会より3名 (4) 大学教職員より2名</p>

現 行	改 正 案
<p>(5) 地方支部より1名 2 常任幹事の選任数には、副会長を含めるものとする。 3 常任幹事は会長及び副会長を補佐し、<u>会務の執行に当る。</u></p> <p>(幹 事) 第12条 幹事は、次の区分から選出する。 (1) 各学科別同窓会に所属している本会正会員のうちから若干名 (2) 北海道東北、関東甲信越、中部、北陸、関西、中国四国、九州沖縄地区の各代表支部長1名 (3) 関東に本部組織の有る職場支部の支部長のうちから3名程度 (4) 大学教職員2名程度 (5) 常任幹事会は、正会員のうちから若干名を選出できる。</p> <p>2 幹事は、<u>常任幹事を補佐し、一般会務を分担処理するほか、選出母体との連絡に当る。</u></p> <p>(監査役) 第13条 監査役は、次により推薦し、総会の承認を得るものとする。 (1) 幹事会において幹事及び常任幹事以外の正会員から1名 (2) 大学教職員より1名 2 監査役は、本会の会務を監査する。 3 監査役は、幹事会及び常任幹事会に出席することができる。</p> <p>(役員の任期) 第14条 役員（顧問を除く）の任期は3年とする。ただし、再任を妨げない。 2 役員に欠員を生じた場合の補欠者の任期は、前任者の残任期間とする。 3 役員は、その任期満了の後でも、後任者が選任されるまでは、その職務を行う。 (役員解任) 第15条 役員が心身等の事由により職務の執行に耐えられない場合、又は職務違反その他役員に相応しくないと認められた場合、幹事会に諮り解任することができる。</p> <p>(総 会) 第22条 定期総会は、毎年1回春季にこれを開き、臨時総会は幹事会が必要と認めたとときこれを開く。 2 総会には、事業報告書、収支決算書ならびに幹事会において必要と認められた事項を提出し、その承認を受けるものとする。 3 総会には、事業計画書及び収支予算書を提出し、その報告をする。 4 総会の議事は、出席正会員の過半数をもって決する。</p> <p>(幹事会) 第23条 幹事会は本会の活動に係る事案を決議する役割を担う。</p>	<p>(5) 地方支部より1名 2 常任幹事の選任数には、副会長を含めるものとする。 3 常任幹事は、会長及び副会長を補佐し、<u>本会の事業の執行に当る。</u></p> <p>(幹 事) 第13条 幹事は、次の区分から選出する。 (1) 各学科別同窓会に所属している正会員のうちから若干名 (2) 北海道東北、関東甲信越、中部、北陸、関西、中国四国、九州沖縄の各地域ブロックからブロック長を1名ずつ計7名 (3) 職場支部の支部長のうちから3名程度 (4) 学内支部から1名 (5) 大学教職員から2名程度 (6) 常任幹事会が選出した若干名</p> <p>2 幹事は、<u>本会の活動及び運営を分担すると共に、選出母体との連絡に当る。</u></p> <p>(監査役) 第14条 監査役は、次により推薦し、総会の承認を得るものとする。 (1) 幹事会において幹事及び常任幹事以外の正会員から1名 (2) 大学教職員より1名 2 監査役は、本会の活動及び運営を監査する。 3 監査役は、幹事会及び常任幹事会に出席することができる。</p> <p>(役員の任期) 第15条 役員（顧問を除く）の任期は、3年とする。ただし、再任を妨げない。 2 役員に欠員を生じた場合の補欠者の任期は、前任者の残任期間とする。 3 役員は、その任期満了の後でも、後任者が選任されるまでは、その職務を行う。 (役員解任) 第16条 役員が心身等の事由により職務の執行に耐えられない場合、又は職務違反、その他役員に相応しくないと認められた場合、<u>幹事会に諮り決議することができる。</u></p> <p>第5章 総 会 (総会) 第17条 定期総会は、毎年1回春季にこれを開き、臨時総会、は幹事会が必要と認めたとときこれを開く。 2 総会には、事業報告書、収支決算書並びに幹事会において必要と認められた事項を提出し、その承認を受けるものとする。 3 総会には、事業計画書及び収支予算書を提出し、報告をする。 4 総会の議事は、出席正会員の過半数をもって決する。 5 総会の議長は、<u>会長が務める。</u></p> <p>第6章 幹事会 (役割) 第18条 幹事会は、本会の活動に係る事案を決議する役割を担う。</p>

改正案

現行

(幹事会の構成)

第19条 幹事会は、会長、副会長及び幹事をもって構成する。

(決議事項)

第20条 幹事会は、次の事項を決議する。

- (1) 本会会則の改廃
- (2) 総会提案事項
- (3) 事業計画及び事業報告
- (4) 収支予算及び収支決算
- (5) 繰越残預金等の使途に関する事項
- (6) 資産の管理処分に関する事項
- (7) その他重要事項

(幹事会の開催と運営)

第21条 幹事会は、幹事の過半数又は会長が必要と認めた場合これを開く。
 2 幹事会は、幹事の過半数の出席により成立し、議事は出席幹事の3分の2以上により決する。

3 幹事会の出席数は、委任状数も含める。

4 幹事会は、幹事会開催通知及びその議事要項を文書にて事前に告知する。

5 会長は、必要と認めたとき、幹事以外の者を出席させることができる。

6 幹事会の議長は、会長が務める。

第7章 常任幹事会

(役割)

第22条 常任幹事会は、本会の活動に係る事案を審議し、執行する役割を担う。

(常任幹事会の構成)

第23条 常任幹事会は、会長、副会長及び常任幹事をもって構成する。

(常任幹事会の開催と運営)

第24条 常任幹事会は、常任幹事の過半数又は会長が必要と認めた場合これを開く。
 2 常任幹事会は、常任幹事総数の3分の2以上の出席により成立し、議事はその出席者の3分の2以上により決する。

3 会長は、必要と認めた時、常任幹事以外の者を出席させることができる。

4 常任幹事会の議長は、会長が務める。

(審議事項)

第25条 常任幹事会は、次の事項を審議する。

- (1) 本会会則の改廃
- (2) 会員情報の管理運営に関する事項
- (3) 幹事会提案事項
- (4) ホームページ及び会報の編集方針に関する事項
- (5) 会員の福利厚生に関する事項
- (6) 委員会活動に関する事項
- (7) 支部活動に関する事項
- (8) 大学との共同事業に関する事項

2 幹事会は、会長、副会長及び幹事をもって構成する。

7 幹事会は、次の事項を決議する。

- (1) 本会会則の改廃
- (2) 総会提案事項
- (3) 事業計画及び事業報告
- (4) 収支予算及び収支決算
- (5) 繰越残預金等の使途に関する事項
- (6) 資産の管理処分に関する事項
- (7) その他重要事項

3 幹事会は、幹事の過半数又は会長が必要と認めた場合これを開く。

4 幹事会は、幹事の過半数の出席により成立し、議事は出席幹事の3分の2以上により決する。

5 幹事会の出席数には、委任状数も含めるものとする。ただし、幹事会開催通知並びにその議事要項を文書により事前に告知する。

6 会長は、必要と認めたとき、幹事以外の者を出席させることができる。

(常任幹事会)

第24条 常任幹事会は、本会の活動に係る事案を審議し、執行する役割を担う。

2 常任幹事会は、会長、副会長及び常任幹事をもって構成する。

3 常任幹事会は、常任幹事の過半数又は会長が必要と認めた場合これを開く。

4 常任幹事会は、第2項の構成員の3分の2以上の出席により成立し、議事はその出席者の3分の2以上により決する。

5 会長は、必要と認めた時、常任幹事以外の者を出席させることができる。

6 常任幹事会は、次の事項を審議する。

- (1) 本会会則の改廃
- (2) 幹事会提案事項
- (3) 学術の振興等に関する事項
- (4) 表彰に関する事項
- (5) 支部に関する事項
- (6) 会報の編集方針に関する事項
- (7) 会員情報の管理運営に関する事項
- (8) 会員の福利厚生に関する事項

改 正 案	現 行
<p>(9) <u>学生支援に関する事項</u> (10) <u>学術の振興等に関する事項</u> (11) <u>表彰に関する事項</u> (12) <u>学校法人五島育英会評議員候補者の選出</u> (13) <u>その他業務運営に関する事項</u></p>	<p>(9) <u>学校法人五島育英会評議員候補者の選出</u> (10) <u>その他業務運営に関する事項</u></p>
<p>第8章 本部 (目的) 第26条 <u>本部は、本会全体の組織運営を図り、事業の適正な執行を行うものとする。</u> (役割) 第27条 <u>本部は、各組織との連携のもとで諸活動を展開し、校友会活動の活性化を図る。</u> (組織) 第28条 <u>本部は、常任幹事会、委員会及び事務局によって構成する。</u> (事務局) 第29条 <u>事務局は、本会の事務を処理する。</u> 2. <u>事務局の運営は、本会と大学との協議のうえ決定する。</u></p>	<p>第5章 本部及び支部 (本部) 第17条 <u>本部は会則第7条の役員及び事務局をもって構成する。</u> 2. <u>事務局は本会の事務を処理する。</u> 3. <u>事務局の運営は、東京都市大学事務局に委託する。</u></p>
<p>第9章 地方支部 (目的) 第30条 <u>地方支部は、全国の都道府県ごとに在住する会員による会員相互の親睦、情報交換などの校友会活動を通じて、母校の発展に寄与するものとする。</u> 2. <u>地方支部は、常任幹事会の承認を経て設置することができる。</u> (役割) 第31条 <u>地方支部は、本部及び大学と連携した諸活動を通じて、各地方における母校の社会的評価の向上に努める。</u> 2. <u>地方支部は、各地方における学生の就職活動などを支援する。</u> 3. <u>地方支部は、各地方における校友会活動の展開を図ることにより、全国規模での母校の広報に寄与する。</u></p>	<p>(支部) 第18条 <u>本会の業務遂行のため、幹事会の承認を経て地区又は職場単位に支部を設置することができる。</u> (支部役員) 第19条 <u>各支部に当該支部会員の中から支部長1名、支部幹事若干名を選出する。</u> (支部の運営) 第20条 <u>支部の運営は、別に定める。</u></p>
<p>第10章 職場支部 (目的) 第32条 <u>職場支部は、職場に属する会員による会員相互の親睦、情報交換などの校友会活動を通じて、母校の発展に寄与するものとする。</u> 2. <u>職場支部は、常任幹事会の承認を経て設置することができる。</u> (役割) 第33条 <u>職場支部は、本部及び大学との意思疎通を図り、学生の就職活動などを支援する。</u></p>	<p>第6章 会議 (会議の種類) 第21条 <u>本会の会議は、総会、幹事会、常任幹事会及び支部長会の4種とする。</u> 2. <u>前項の会議は、会長が招集し、その議長となる。</u> (支部長会) 第25条 <u>支部長会は、支部長の過半数又は会長が必要と認めた場合これを開く。</u> 2. <u>支部長会は、次の事項を審議する。</u> (1) <u>第12条に関する地区・職場支部の幹事の選出</u> (2) <u>第11条第1項第5号に関する常任幹事の選出</u> (3) <u>支部より常任幹事会への提案事項</u> (4) <u>その他業務運営に関する事項</u></p>
<p>第11章 学内支部 (目的) 第34条 <u>学内支部は、大学に勤務する会員相互の親睦、情報交換などを図ると共に、支部の特性を活かした活動を通じて、母校の発展に寄与するものとする。</u> (役割) 第35条 <u>学内支部は、本会及び大学との連携を図り、学内開催行事等の活動に取り組む。</u></p>	

改 正 案	現 行
<p>第12章 学科同窓会との連携 (学科同窓会との連携) 第36条 本会は、学科同窓会との連携を図り、協調して校友会活動を展開することにより、所期の目的を達成するものとする。</p> <p>第13章 委員会 (委員会の設置) 第37条 本部には、事業の執行を図るため、次の委員会を置く。 委員会は、総務委員会、企画委員会、財務委員会、広報委員会、支部委員会、学生支援委員会である。 2 委員会は、常任幹事会の承認を経て設置することができる。 3 委員会の役割等については、本会細則に定める。</p> <p>第14章 会計 (収入) 第38条 本会の運営に係る収入は、会費、維持会費、年会費及び寄付金等による。 (会費) 第39条 会費は、正会員及び準会員が納入する終身会費による。 (維持会費) 第40条 維持会費は、正会員が任意に納入する。 (年会費) 第41条 年会費は、賛助会員が納入する。 (支出) 第42条 本会の運営に係る支出は、事業の実施及び運営に係る費用項目、及び学科同窓会への活動支援費による。 (会計年度) 第43条 会計年度は、当該年の4月1日に始まり、翌年の3月31日に終了する。</p> <p>第15章 事業計画 (事業計画) 第44条 事業計画は、常任幹事会での審議を経て、幹事会で決議する。 2 決議された事業計画は、総会に報告する。 (事業年度) 第45条 事業年度は、当該年の4月1日に始まり、翌年の3月31日に終了する。 (事業報告) 第46条 事業報告は、総会で承認を得る。</p>	<p>第4章 委員会 (委員会の設置) 第16条 本会の事業を執行するため、幹事会の承認を経て委員会を設置することができる。 2 委員会については別に定める。</p> <p>第7章 会計 (会計年度) 第26条 本会の会計年度は、4月1日に始まり翌年3月31日に終る。 (会費) 第27条 正会員及び準会員は、終身会費を納入するものとする。 (運営経費) 第28条 本会の経費は、会費、預金利子及び寄付金等をもってこれに充ててる。</p>

改正案	現行
<p>第16章 収支予算及び収支決算 (収支予算)</p> <p>第47条 収支予算は、常任幹事会での審議を経て、幹事会で決議する。</p> <p>2 決議された収支予算は、総会に報告する。</p> <p>(収支決算及び決算報告)</p> <p>第48条 収支決算は、監査役による監査を受け、常任幹事会での審議を経て、幹事会上程して決議する。</p> <p>2 決算報告は、総会で承認を得る。</p> <p>第17章 補則 (改廃)</p> <p>第49条 この会則の改廃は、総会の承認を得なければならぬ。</p> <p>(細則)</p> <p>第50条 この会則施行について必要な細則は、別に定める。</p> <p>付則 (平成25年3月13日) この会則は、東京都市大学校友会発足準備会の議決により制定、武蔵工業会及び美砂会の承認を経て、平成25年3月13日から適用し、平成25年4月1日から施行する。なお、幹事会が発足するまでの間、東京都市大学校友会発足準備会が、その役割を担うものとする。</p> <p>付則 (平成26年6月21日) この会則は、平成26年4月1日から適用する。</p> <p>付則 (平成28年6月21日) この会則は、平成28年6月18日から適用する。</p> <p>付則 (平成29年6月17日) この会則は、平成29年4月1日から適用する</p> <p><u>付則 (平成 年 月 日)</u> <u>この会則は、平成30年4月1日から適用する。</u></p>	<p>第8章 補則 (改廃)</p> <p>第29条 この会則の改廃は、総会の承認を経なければならぬ。</p> <p>(細則)</p> <p>第30条 この会則施行について必要な細則は、別に定める。</p> <p>付則 (平成25年3月13日) この会則は、東京都市大学校友会発足準備会の議決により制定、武蔵工業会及び美砂会の承認を経て、平成25年3月13日から適用し、平成25年4月1日から施行する。なお、幹事会が発足するまでの間、東京都市大学校友会発足準備会が、その役割を担うものとする。</p> <p>付則 (平成26年6月21日) この会則は、平成26年4月1日から適用する。</p> <p>付則 (平成28年6月21日) この会則は、平成28年6月18日から適用する。</p> <p>付則 (平成29年6月17日) この会則は、平成29年4月1日から適用する。</p>

改正案	現行
<p style="text-align: center;">東京都市大学校友会細則</p> <p>第1章 総則 (総則)</p> <p>第1条 東京都市大学校友会細則(以下「細則」という)を次のとおり定める。</p> <p style="text-align: center;">〔平成25年3月13日 制定〕 改正 平成25年9月26日 改正 平成26年6月21日 改正 平成28年6月18日 改正 平成 年 月 日</p> <p>第2章 会員の会費 (会費)</p> <p>第2条 東京都市大学校友会(以下「本会」という)の会則第5条に定められた会員の会費は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 正会員 会費は、終身会費とし、入会時までに40,000円を納入するものとする。</p> <p>(2) 準会員 納入した会費は、終身会費として充当する。</p> <p>ア. 平成25年度までに東京都市大学に入学した学生は、4年次に終身会費40,000円を納入する。</p> <p>イ. 平成26年度以降の入学者は、10,000円を1年次から4年次(4年間)まで納入する。</p> <p>ウ. 編入学生は、編入年度、編入学年に応じて40,000円を分納する。</p> <p>(3) 賛助会員 年会費は1口50,000円、1口以上とし、その年度の5月末日までに納入するものとする。ただし、初年度の年会費は、入会時に納入するものとする。</p> <p>(4) 名誉会員、特別会員については、会費は徴収しないものとする。</p> <p>2 一旦納入した会費は、返還しないものとする。</p> <p>(会費の徴収)</p> <p>第3条 会費の徴収は、本会と大学との協議のうえ決定する。</p>	<p style="text-align: center;">東京都市大学校友会細則</p> <p>第1章 総則</p> <p>第1条 東京都市大学校友会細則(以下「会則」という)第30条の規定により、東京都市大学校友会細則(以下「細則」という)を次のとおり定める。</p> <p>第2章 会員の会費</p> <p>第2条 東京都市大学校友会(以下「本会」という)の会則第5条に定められた会員の会費は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 正会員 会費は、終身会費とし、入会時までに40,000円を納入するものとする。</p> <p>(2) 準会員 納入した会費は、終身会費として充当する。</p> <p>ア. 平成25年度までに東京都市大学に入学した学生は、4年次に終身会費40,000円を納入する。</p> <p>イ. 平成26年度以降の入学者は、10,000円を1年次から4年次(4年間)まで納入する。</p> <p>ウ. 編入学生は、編入年度、編入学年に応じて40,000円を分納する。</p> <p>(3) 賛助会員 年会費は、1口50,000円、1口以上とし、その年度の5月末日までに納入するものとする。ただし、初年度の年会費は、入会時に納入するものとする。</p> <p>(4) 名誉会員、特別会員については、会費は徴収しないものとする。</p> <p>2 一旦納入した会費は、返還しないものとする。</p>

改正案	現行
<p>第3章 会長の選任 (推薦委員会の設置)</p> <p>第4条 幹事会は、次期会長候補者を選出するための「推薦委員会」（以下、「推薦委員会」という）を設置し、次期会長候補者の推薦を依頼する。</p> <p>(推薦委員会の役割)</p> <p>第5条 推薦委員会は、正会員で且つ幹事のうちから、次期会長候補者を選定し、幹事に答申する。</p> <p>(推薦委員会の構成)</p> <p>第6条 推薦委員会は、次の11名の委員で構成する。</p> <p>(1) 各学科同窓会から推薦された9名の委員。</p> <p>(2) 常任幹事会から推薦された2名の委員。ただし、その内1名は大学選出の常任幹事とする。</p> <p>2 推薦委員会の委員は、会長候補者となることはできない。</p> <p>(推薦委員会委員の選出時期)</p> <p>第7条 推薦委員会委員の選出は、役員改選1年前までの幹事会で行う。</p> <p>(会長の選任)</p> <p>第8条 幹事会は、推薦委員会の答申を受け、次期会長候補者を選出する。</p> <p>2 選出された次期会長候補者は、総会で新会長として選任する。</p>	<p>第3章 会長の選出</p> <p>第3条 幹事会は、次期会長候補者に関する推薦委員会（以下「推薦委員会」という）を設置する。</p> <p>第4条 推薦委員会は、次の委員で構成する。</p> <p>(1) 会則第12条第1項第1号の選出母体（以下「科別選出母体」という）から推薦された所定数の委員。</p> <p>(2) 常任幹事会構成役員のうちから常任幹事会で推薦された2名とし、その内1名は、大学選出常任幹事とする。</p> <p>2 前項第1号委員の所定数は、役員改選1年前までの常任幹事会において認定する。</p> <p>3 推薦委員会委員は、会長候補者となることはできない。</p> <p>第5条 推薦委員会委員の選出は、役員改選1年前までの幹事会にて行う。</p> <p>第6条 推薦委員会は、正会員且つ幹事のうちから次期会長候補者を選考して幹事会に答申し、幹事会が新会長を選任する。</p>
<p>第4章 幹事の選出 (幹事の選出)</p> <p>第9条 幹事の任期満了に伴う次期幹事の選出は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 学科同窓会からの幹事は、会長が学科同窓会の代表者（以下「代表者」という）に選出を依頼し、代表者は幹事を選出して、会長に報告する。</p> <p>(2) 地方支部からの幹事は、会長が地域ブロック長に選出を依頼し、地域ブロック長はそれぞれの地域ブロックから1名の地方支部幹事を選出し、会長に報告する。</p> <p>(3) 職場支部からの幹事は、会長が職場支部長に選出を依頼し、職場支部長は合議のうえ3名の職場支部幹事を選出し、会長に報告する。</p> <p>(4) 学内支部からの幹事は、会長が学内支部長に選出を依頼し、学内支部長が学内幹事を1名選出して会長に報告する。</p> <p>(5) 大学教授職員からの幹事は、会長が大学に選出を依頼し、大学は幹事を選出し、会長に報告する。</p> <p>(6) 常任幹事会からの推薦による幹事については、常任幹事会で審議し、選出する。</p> <p>(幹事の欠員)</p> <p>第10条 幹事に欠員を生じた場合の補充は、その選出母体の合議により補充の幹事を選出し、会長に報告する。</p>	<p>第4章 幹事の選出</p> <p>第7条 幹事の任期満了に伴う次期幹事の選出は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 会則第12条第1項第1号の幹事は、会長が科別選出母体の代表者（以下「代表者」という）に選出を依頼し、代表者は、科別選出母体の幹事を選出し、会長に報告する。</p> <p>(2) 会則第12条第1項第2号の幹事については、会長が支部長に選出を依頼し、地区選出母体ごとに合議のうえ、幹事を選出し、会長に報告する。</p> <p>(3) 会則第12条第1項第3号の幹事については、会長が職場支部長に選出を依頼し、支部長会で合議のうえ、幹事を選出し、会長に報告する。</p> <p>(4) 会則第12条第1項第4号の幹事については、会長が大学に選出を依頼し、選出された幹事を会長に報告する。</p> <p>(5) 会則第12条第1項第5号の幹事については、常任幹事会で審議し、選出する。</p> <p>第8条 幹事に欠員を生じた場合の補充は、その選出母体の合議により補充の幹事を選出し、会長に報告する。</p>

改正案	現行
<p><u>(幹事の選出結果)</u> <u>第11条</u> 幹事の選出結果は、<u>幹事会及び総会に報告されると共に、ホームページ及び会報に掲載する。</u></p> <p>第5章 総会 <u>(総会開催場所)</u> <u>第12条</u> 総会は、原則として東京都内で開催する。 <u>(総会開催の事前告知)</u> <u>第13条</u> 総会の開催は、<u>ホームページで事前に告知する。</u></p> <p>2 文書をもって通知する場合は、原則として<u>東京都並びにその近域の正会員及び地方支部長(連絡担当者を含む)宛とする。</u></p> <p>第6章 本部 <u>(各委員会の役割)</u> <u>第14条</u> 本部は、<u>それぞれの役割を担う委員会を設置し、本会の事業の執行を図る。</u></p> <p>(1) <u>総務委員会：本会の事業全般に係る運営管理を行う。</u> (2) <u>企画委員会：本会の事業に係る企画策定とその実施を行う。</u> (3) <u>財務委員会：本会の財務に係る施策等を検討し、その実施する。</u> (4) <u>広報委員会：本会の事業に係る広報活動を行うと共に、外部への広報活動を展開する。</u> (5) <u>支部委員会：本会の支部活動の展開に係る課題対応を図り、支部の諸活動を後方支援する。</u> (6) <u>学生支援委員会：学生の就職活動を支援し、在学時の勉学等の支援を検討し、実施する。</u></p> <p>2 本部は、<u>特定の課題に対応するため、常任幹事会の承認を得て、付置の委員会及び検討部会を設置することができる。</u></p>	<p>第9条 幹事の選出結果については、<u>本会のホームページ及び会報に掲載する。</u></p> <p>第5章 常任幹事の任務 <u>第10条</u> 常任幹事会は、次の委員会を置き、常任幹事は業務を分担する。</p> <p>(1) <u>総務委員会</u> (2) <u>企画委員会</u> (3) <u>財務委員会</u> (4) <u>広報委員会</u> (5) <u>支部委員会</u> (6) <u>学生支援委員会</u></p> <p>第6章 総会 <u>第11条</u> 総会は、原則として東京都内で開催する。 <u>第12条</u> 総会開催は、ホームページをもって事前に告知する。</p> <p>2 文書をもって通知する場合は、原則として<u>東京都ならびにその近域の正会員及び地方支部長(連絡担当者を含む)とする。</u></p> <p>2 <u>常任幹事会は、必要に応じ、特定の課題を遂行するために、付置の委員会ならびに部会を設置又は廃止することができる。</u></p>

改正案	現行
<p>第7章 支部 (支部の種類)</p> <p>第15条 支部は、地方支部、職場支部、学内支部及び海外支部とする。</p> <p>2 海外支部は、地方支部の一支部として取り扱う。</p> <p>(支部の名称)</p> <p>第16条 支部の名称は、地方支部及び海外支部においては当該地名を、職場支部については会社名又は団体名を頭初に付ける。</p> <p>(支部の新規設置)</p> <p>第17条 新規に支部を設置する場合は、原則として2名以上の発起人が当該支部担当者名、支部名、支部運用に係る書類等を事務局に提出し、常任幹事会の承諾を受ける。</p> <p>(支部長及び役員)</p> <p>第18条 支部は、支部長及び若干名の役員をおく。</p> <p>2 会長は、支部からの申請により、支部長を委嘱する。</p> <p>3 支部長の任期は、本部役員の任期に合わせる。</p> <p>(支部の運営)</p> <p>第19条 支部は、その運営を図るために複数の役割担当者をおく。</p> <p>2 支部は、原則として一定の事務所を定め、支部運用規約、所属会員名簿、会計帳簿その他の書類を備える。</p> <p>3 支部運営に係る運用規約は、各支部で定める。</p> <p>(重要事項の報告)</p> <p>第20条 支部は、運用規約の変更、役員の交替、総会の開催など、支部運営の重要事項について、その都度事務局に報告する。</p> <p>(支部総会の開催)</p> <p>第21条 支部総会などの開催に際して本部関係者の出席を要請する場合は、支部長又は連絡担当者から文書をもって会長宛に連絡する。</p> <p>第8章 地方支部 (地方支部の設置等)</p> <p>第22条 地方支部は、原則として同一都道府県に在住する会員で組織する。</p> <p>2 政令で定める特別区及び指定都市においては、前項の規定にかかわらず地方支部を設けることができる。</p> <p>3 海外支部は、海外のそれぞれの地域に在住する会員で組織する。</p> <p>(地域ブロック会)</p> <p>第23条 地方支部は、支部相互間の情報交換や本部との意思疎通を図るため、地域ブロック会を組織する。</p> <p>2 各地域ブロック会及びそれに所属する地方支部は、以下の通りとする。</p> <p>・北海道東北：北海道、青森、秋田、岩手、宮城、山形、福島</p>	<p>第9章 支部</p> <p>第18条 支部は、地方支部、職場支部及び国外支部とする。</p> <p>第22条 支部の名称は、地方支部及び国外支部においては当該地方名を、職場支部については会社名又は団体名を頭初に付ける。</p> <p>第23条 支部を設置するには、原則として2名以上の発起人から当該支部担当地域名、所属会員名簿及び支部規約等を本部に提出し承認を受ける。</p> <p>第24条 支部は、支部長及び若干名の役員をおく。</p> <p>2 会長は、支部からの申請により、支部長を委嘱する。</p> <p>3 支部長の任期は、原則として会則第14条の役員の任期に準ずる。</p> <p>第25条 支部は、原則として一定の事務所を定め、支部規約、所属会員名簿、会計帳簿その他の書類を備える。</p> <p>第26条 支部は、規約の変更、役員の交替、総会の開催など、支部運営の重要事項について、その都度本部に報告する。</p> <p>第27条 支部総会などに本部関係者の出席を要請する場合は、支部長又は連絡担当者から文書をもって会長に連絡する。</p> <p>第28条 本部は、支部の経費などについて必要と認めるときは補助することができる。</p> <p>第19条 地方支部は、原則として同一都道府県に居住する会員で組織し、その地域の職場支部等を含む連合体とする。</p> <p>2 法令で定める特別区及び指定都市については、前項の規定にかかわらず地方支部を設けることができる。</p> <p>3 前項以外の地域においても必要と認める場合には、地方支部を設けることができる。</p> <p>第21条 国外支部は、国外のそれぞれの地域に居住する会員で組織する。</p>

	改正案	現行
	<p>・関東甲信越：群馬、栃木、茨城、埼玉、千葉、湘南、川崎、横浜、山梨、新潟、長野</p> <p>・中部：東海、静岡</p> <p>・北陸：富山、石川、福井</p> <p>・関西：大阪奈良、京滋、兵庫、和歌山</p> <p>・中国四国：岡山、広島、山口、鳥取、島根、香川、徳島、愛媛、高知</p> <p>・九州沖縄：福岡、佐賀、長崎、大分、宮崎、熊本、鹿児島、沖縄</p>	
	<p>(地域ブロック会の構成)</p>	
	<p>第24条 地域ブロック会は、それに属する地方支部長によって構成する。</p>	
	<p>(地域ブロック長の選出)</p>	
	<p>第25条 地域ブロック会を代表する地域ブロック長は、当該ブロックに属する地方支部長の互選によって選出する。</p>	
	<p>(全国地域ブロック長会議)</p>	
	<p>第26条 全国地域ブロック長会議は、7人の地域ブロック長と本部役員によって構成する。</p>	
	<p>2 全国地域ブロック長会議は、本部と地方支部間及び地方支部内の懸案解決を図り、地方支部における校友会活動の活性化を促進するための会議とする。</p>	
	<p>(全国支部長会)</p>	
	<p>第27条 全国支部長会は、地方支部相互間の意思疎通を図ると共に、本部との情報交換を図り、地方における校友会活動の全国展開を図るために開催する。</p>	
	<p>2 全国支部長会は、全国の地方支部長によって構成する。</p>	
	<p>3 全国支部長会は、原則として、本部役員の交代時期に合わせて開催する。</p>	
	<p>第9章 職場支部 (職場支部)</p>	
	<p>第28条 職場支部は、企業及び地方公共団体などの職場に属する会員で組織する。 (職場支部長会)</p>	
	<p>第29条 各職場支部の支部長は、職場支部長会を組織し、職場支部に共通する課題対応を図る。</p>	
	<p>第10章 学内支部 (学内支部)</p>	
	<p>第30条 学内支部は、大学に勤務する会員で組織し、会則第34条の目的を達成するため、会則第35条の役割に取り組み。</p>	
	<p>第20条 職場支部は、同一職域に属する会員で組織する。</p>	
	<p>第8章 情報の管理と伝達</p>	
	<p>第15条 会員の情報は、個人情報保護法に基づき、会員原簿により本部として管理し、保管する。</p>	

改正案	現行
<p>第11章 会員情報の管理と運営 (会員情報の管理・保管)</p> <p><u>第30条</u> 会員の情報は、個人情報保護法に基づき、<u>本部が会員原簿を管理し、保管する。</u></p> <p>第12章 校友会活動の広報 (広報の方法)</p> <p><u>第31条</u> 本会の諸活動に係る広報は、ホームページ、会報誌等による。 (ホームページの作成)</p> <p><u>第32条</u> ホームページは、<u>広報委員会が作成し、内容等は常任幹事会に報告する。</u> (会報の作成)</p> <p><u>第33条</u> 会報は、<u>広報委員会が作成し、内容等は常任幹事会に報告する。</u> (会報の掲載事項等)</p> <p><u>第34条</u> 会報は、毎年1回、<u>3月に発行する。ただし、必要に応じて「特集号」を発行することができる。</u></p> <p>2 会報掲載事項は、おおよそ次のとおりとする。 (1) 母校状況 (2) 本会の各種会合報告 (3) 本会の予算及び決算報告 (4) 会員の消息並びに投稿文 (5) 支部報告 (6) その他</p> <p>3 会報には、<u>会員並びに会員縁故者からの広告を掲載することができる。</u></p> <p>4 前項広告並びに投稿文の採否は、<u>広報委員会委員長の対処し決める。</u></p> <p>第13章 会計 (出張旅費等の取り扱い)</p> <p><u>第35条</u> 出張旅費、謝礼、祝金並びに弔慰などについては、別に定める規程により支給又は贈呈する。</p> <p>第14章 事業計画と事業報告 (事業計画書の作成)</p> <p><u>第36条</u> 各委員会等は、毎年12月までに新年度に係る事業計画の素案を作成し、<u>総務委員会に提出する。</u></p> <p>2 <u>総務委員会は、各委員会より提出された素案を検討して取りまとめ、事業計画(案)を作成する。</u></p>	<p><u>第16条</u> 校友会報は、毎年1回発行する。ただし、必要に応じて「特集号」を発行することができる。</p> <p>2 会報掲載事項は、おおよそ次のとおりとする。 (1) 母校状況 (2) 本会の各種会合報告 (3) 本会の予算及び決算報告 (4) 会員の消息ならびに投稿文 (5) 支部報告 (6) その他</p> <p>3 会報には、<u>会員ならびに会員縁故者からの広告を掲載することができる。</u></p> <p>4 前項広告ならびに投稿文の採否は、<u>広報委員会委員長の対処し決める。</u></p> <p><u>第17条</u> 会報の作成には、<u>担当常任幹事ならびに正会員の中から会長が委嘱した者が当る。</u></p> <p>第7章 会計 <u>第13条</u> 当該年度の収支決算書は、<u>会長が作成し、常任幹事会の審議及び幹事会の決議を経て総会の承認を得る。</u></p> <p>2. <u>新年度の収支予算書は、会長が作成し、常任幹事会の審議及び幹事会の決議を経て総会に報告する。</u></p> <p><u>第14条</u> 出張旅費、謝礼、祝金ならびに弔慰などについては、別に定める規程により支給又は贈呈する。</p>

改 正 案	現 行
<p><u>(事業計画の承認と報告)</u> <u>第37条</u> 事業計画(案)は、常任幹事会で審議のうえ、幹事会上に上程して決議する。 2 決議された事業計画は、総会に報告する。</p> <p><u>(事業報告)</u> <u>第38条</u> 各委員会等は、毎年1月までに当該年度に係る事業報告の素案を作成し、総務委員会に提出する。 2 総務委員会は、各委員会より提出された素案を検討して取りまとめ、事業報告(案)を作成する。</p> <p><u>(事業報告の承認)</u> <u>第39条</u> 事業報告(案)は、常任幹事会で審議し、幹事会上に上程して決議する。 2 決議された事業報告は、総会で承認を得る。</p> <p>第15章 収支予算と決算報告 <u>(収支予算の作成)</u> <u>第40条</u> 各委員会等は、毎年12月までに新年度に係る収支予算の素案を作成し、財務委員会に提出する。 2 財務委員会は、各委員会より提出された素案について、総務委員会と共同し検討して取りまとめ、収支予算(案)を作成する。</p> <p><u>(収支予算の承認と報告)</u> <u>第41条</u> 収支予算(案)は、常任幹事会で審議し、幹事会上に上程して決議する。 2 決議された収支予算は、総会に報告する。</p> <p><u>(収支決算)</u> <u>第42条</u> 各委員会等は、毎年12月までに当該年度に係る収支決算の素案を作成し、財務委員会に提出する。 2 財務委員会は、各委員会より提出された素案を検討して取りまとめ、収支決算(案)を作成する。</p> <p><u>(収支決算の承認)</u> <u>第43条</u> 収支決算(案)は、常任幹事会で審議し、幹事会上に上程して決議する。 2 決議された収支報告は、総会で承認を得る。</p> <p>第16章 事務局 <u>(事務局が行う事項)</u> <u>第44条</u> 事務局は、次の事務を処理する。 (1) 会員原簿の整理に関すること (2) 会議に関すること (3) 経理に関すること</p>	<p>第10章 事務局及び職員 <u>第29条</u> 事務局は、次の事務を処理する。 (1) 会議に関すること (2) 会員原簿の整理に関すること (3) 経理に関すること (4) 文書の收受、発送及び保管に関すること (5) 物品の管理に関すること (6) その他事務に関すること</p> <p><u>第30条</u> 職員は、事務長及び事務員をいう。 2 事務長は、事務局の事務を総括する。 3 職員は、事務局就業規則を順守し、事務を処理しなければならない。</p> <p><u>第31条</u> 職員の任免は、大学との事務委託契約に基づき行う。 2 職員の任用については、年度ごとに本会と雇用契約を締結する。 第32条 職員の給与は、別に定める規程によってこれを支給する。 第33条 臨時職員の採否は、大学との事務委託契約に基づき行う。 第34条 臨時職員の給与は、別に定めるところにより支給する。</p>

改 正 案	現 行
<p>(4) 文書の收受、発送及び保管に関すること (5) 物品の管理に関すること (6) その他事務に関すること</p> <p><u>(事務局の職員)</u> 第45条 職員は、事務長及び事務員をいう。 2 事務長は、事務局の事務を総括する。 3 職員は、<u>本会に係る事務を処理する。</u></p> <p><u>(職員の任免)</u> 第46条 職員の任免は、<u>本会と大学との協議のうえ決定する。</u> 2 職員の任用は、<u>年度ごとに本会との雇用契約に基づき行う。</u></p> <p><u>(職員の給与)</u> 第47条 職員の給与は、別に定める規程により支給する。 <u>(臨時職員の採否と給与)</u> 第48条 臨時職員の採否は、<u>本会と大学との協議のうえ決定する。</u> 第49条 臨時職員の給与は、別に定める規程により支給する。</p>	<p>第17章 細則の改廃 <u>(細則の改廃)</u> 第50条 この細則の改廃は、常任幹事会の議決を経て、幹事会及び総会の承認を得なければならぬ。</p> <p>付 則 (平成25年9月26日) 1 平成25年7月18日制定。この細則は、平成25年4月1日から適用する。 2 平成25年9月26日改正。第13条の規定を会則第23条2の字句にあわせ修正する。</p> <p>付 則 (平成25年6月21日) この細則は、平成26年4月1日から適用する。 付 則 (平成28年6月18日) この細則は、平成28年4月1日から適用する。 付 則 (平成 年 月 日) この細則は、平成30年4月1日から適用する。</p>
<p>第11章 細則の改廃 第35条 この細則の改廃は、常任幹事会の議決を経て、幹事会及び総会に報告しなければならぬ。</p> <p>付 則 (平成25年9月26日) 1 平成25年7月18日制定。この細則は、平成25年4月1日から適用する。 2 平成25年9月26日改正。第13条の規定を会則第23条2の字句にあわせ修正する。</p> <p>付 則 (平成25年6月21日) この細則は、平成26年4月1日から適用する。 付 則 (平成28年6月18日) この細則は、平成28年4月1日から適用する。</p>	<p>第11章 細則の改廃 第35条 この細則の改廃は、常任幹事会の議決を経て、幹事会及び総会に報告しなければならぬ。</p> <p>付 則 (平成25年9月26日) 1 平成25年7月18日制定。この細則は、平成25年4月1日から適用する。 2 平成25年9月26日改正。第13条の規定を会則第23条2の字句にあわせ修正する。</p> <p>付 則 (平成25年6月21日) この細則は、平成26年4月1日から適用する。 付 則 (平成28年6月18日) この細則は、平成28年4月1日から適用する。</p>

平成 30 年度 定期総会等実施概要

■期日： 平成 30 年 5 月 19 日（土）

■場所： 東京都市大学 世田谷キャンパス

■スケジュール

12:30 受付

13:00

《定期総会》

～

14:30

- | | |
|------|--|
| 議題 | 1. 平成 29 年度事業報告
2. 平成 29 年度収支決算報告及び監査報告
3. 会長の承認
4. 監査役の承認
5. 会則の改定 |
| 報告事項 | 1. 平成 30 年度事業計画
2. 平成 30 年度収支予算
3. 細則の改定
3. 各委員会委員長・部会長・委員について
4. 維持会費について
5. 新システム（都市大校友オンライン）について |
- ＜2号館 21C教室（仮）＞

14:45

《講演会》

～

15:45

テーマ： 北朝鮮に対する国際圧力とほほえみ外交の展望
——朝鮮半島の現在と未来を読み解く——
講師： 東京都市大学 メディア情報学部 准教授
李 洪千（リ・ホンチョン）氏
(李先生は、韓国記者協会勤務を経て、1999 年来日、慶応義塾大学政策学部専任講師を経て現職。 韓国・北朝鮮・中国の情勢について、「BS フジ「プライムニュース」等の報道番組への出演、朝日新聞、東京新聞等へも論考を掲載をされています。)

＜2号館 21C教室（仮）＞

16:00

《懇親会》

3号館 メモリアルホール

～

18:00

■懇親会費： 3,000円

1,000円

[平成 30 年 3 月学部卒業生
卒業生の家族同伴者（1名につき）]

■懇親会費の振込み期限（校友会報「都市」第 5 号に用紙同封）： 5 月 6 日まで

以上

次期幹事一覧

敬称略

*は常任幹事候補者

(任期:平成30年4月1日より3年間)

選出母体	氏名	卒業年 卒業学科	選出母体	氏名	卒業年 卒業学科	
機親会	大島 章宏	S49 院・機械	情智会	高橋 明生	H16 電子情報	
	神田 謙一	S49 機械	医工会	小林 匠	H23 生体医	
	松村 慶一 *	S49 機械	原子力友の会	本多 庸郎	S51 電気	
	大谷 眞一	S51 機械	源友会	佐藤 圭輔	H14 エネルギー基礎	
	松本 浩一	S59 機械	さきがけ	加藤 広樹	H25 自然科学	
	白木 尚人	H03 機械	楷の木会	吉村 正伸 *	H13 環境情報	
	望月 宏	S41 生産機械		上林 眞也 *	H19 情報メディア	
電友会	中澤 眞 *	S47 電気	等々力会	渡部 悠	H25 都市生活	
	小林 洋一	S48 電気	新美砂会	小林 菊恵	S33 家政	
	百目鬼 英雄	S52 電気		早田 典子	S47 家政	
	尾崎 正明	S54 電気		田崎 博美	S49 国文	
	和多田 雅哉	S59 電気		川辺 加代子 *	S50 国文	
	鈴木 憲史	H17 電気		加藤 祐子	S53 国文	
緑土会	松浦 弦三郎 *	S51 土木		宇野 美智子 *	S54 英文	
	平本 公男	S53 土木		衣斐 喜美子 *	S55 家政	
	皆川 勝	S54 土木		橋本 桃子	H03 家政	
	高橋 禎夫	S57 土木	大学教職員	大上 浩	S56 機械	
	丸山 収	S58 土木		勝又 英明	S55 建築	
如学会	丹羽 譲治	S48 建築		鳥羽 幸太郎	—	
	酒井 孝博	S51 建築		植村 俊子	S52 家政	
	露木 博視	S55 建築	小山 純生	—		
	藤井 研一	S57 建築	支部	北海道・東北地区 (宮城)	村上 啓二	S48 土木
	鈴木 浩 *	H16 建築		関東・甲信越地区 (茨城)	須藤 賢一	S49 土木
通友会	鈴木 威一	S41 通信		中部地区 (静岡)	金子 和裕 *	S53 経営
	今井 章久	S44 通信		北陸地区 (富山)	鹿熊 裕二	S56 経営
	矢澤 猛	S47 通信		関西地区 (京滋)	廣原 美照	S51 経営
	原口 兼正 *	S49 通信		中国・四国地区 (広島)	山田 正一	S44 土木
	伴城 暢一	H05 通信		九州・沖縄地区 (佐賀)	横山 敬司	S54 経営
経友会	矢崎 克実	S54 経営		職場支部 (横浜市役所)	高木 勇一	S57 土木
	金子 正樹 *	S55 経営		職場支部 (富士電機柏会)	山中 広司	S60 経営
	岡 誠	H08 経営		職場支部 (東熱柏会)	天川 信一	S60 建築
	薩川 宣昭	H10 経営	職場支部 (学内)	皆川 勝	S54 土木	
	渡邊 泰斗	H29 経営				